

大垣警察市民監視事件一

「共謀罪の先取り」

文責：近藤ゆり子

大垣警察市民監視違憲訴訟原告の一人
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめす
「もの言う」自由を守る会

今やすっかり「共謀罪の先取り」として有名になってしまった大垣警察市民監視事件。

2014年7月24日付け朝日新聞は、大垣市での風力発電施設建設をめぐり、同県警大垣署が事業者の中部電力子会社・シーテックに、大垣市民4名の実名や年齢、過去の活動や学歴・病歴、思想傾向などの情報を提供する「意見交換会」を計4回行っていったことを報じた。うち2名は実名を出された時点では、当該風力発電施設建設計画そのものをほとんど知らなかった。

後に証拠保全手続きで入手したシーテック作成の情報交換「議事録」から、警察の発言とされる部分を紹介する（当事者名以外は原文のまま）。
⑦「岐阜新聞…に『大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた』ことが掲載されたことを知っているか。」「同勉強会の主催者であるA氏やB氏が風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか。」

⑧A及びBは、「同じ岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しており、岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている。」

⑨「また、大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『C氏』という人物がいるが、御存じか。本人は、60歳を過ぎているが東京大学を中退しており…このような人物と繋がると、やっかいになると思われる。」

⑩「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。」「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」

⑪「Aは、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である『D』と強くつながっており、そこから全国に

広がってゆくことを懸念している。現在、Dは気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる。」

⑫「今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい。」

⑬「Cは、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。」「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している。」

※この「議事録」を含む詳細な資料をHPに掲載している。 <http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>



朝日新聞の報道の後すぐに、私たち当事者はすぐさま岐阜県警及び岐阜県公安委員会に文書を提出し、事実の解明と謝罪を要求した。期限までに回答はなかった。黙殺して世間の関心がうすれるのを待つ、という方針だろうと思った。

ところが3ヶ月半ほど過ぎた11月初旬になって、県警・公安委員会はシーテック社と会っていた事実を認めた上で「これは通常の警察業務の一環だ」と文書回答をしてきた。

正直、報道で知ったとき以上に驚いた、容易ならざる事態だ、と感じた。

警察は（公安警察は）、昔からずっと、学生運動、労働運動や左派の政党活動に対して、違法な手段も含めた監視と干渉をやってきている。しかし、それには、少なくともバレないようにやって

いる（フリをする）、という一種のお約束事があった。ところが今度は、正面から「通常の警察業務の一環だ」と堂々と開き直ってきたのだ。ときあたかも、秘密保護法の施行直前、安倍政権の言論統制がますます加速してきている頃だ。

2000年代に入って、特に2011年以後、脱原発を含む環境運動や、組織ではなく個人の自発性に立脚した市民運動が活発化してきた。デモや街頭宣伝など広く市民に訴える活動を（固い政党・組織のメンバーではないという意味で）普通一般の人々が担うようになった。公安警察は、そうした運動及び運動を担う人間たちを敵視し、標的としているばかりか、「警察は監視している、その情報を警察の判断で企業などにも提供する、それは当たり前のことなのだ」と世間に宣明し、認知させてしまおう、という積極的な意図を感じた。

2015年6月の参議院内閣委員会で、答弁に立った警察庁警備局長（警察庁公安部門のトップ）は、一般論と断りつつ、こんなふうに述べている。

「通常行われている業務というのを御説明申し上げますと、一般に警察は、管内における各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性につきまして、つまり各種事業というのはそういう風力発電事業でありますとか道路工事の事業とか…そういう各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共安全と秩序の維持の観点から関心を有しております、そういう意味で、必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。」「一般的に…それぞれの管内において様々な事業が行われる際に…、治安維持の観点から関心を有しております、必要に応じて関係事業者と意見交換を行いますし、必要な情報については情報収集をするということでございます。」

治安維持の立場から、事業者と一住民とではなく一と意見交換を行う、情報収集をする、それは通常の警察業務だ、というのだ。

法的根拠としては、常に警察法2条1項の「公共安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする」を挙げる。ところが同条2項の「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉に



わたる等その権限を濫用することがあってはならない。」のほうは見事に無視している。

私たちの訴状への被告答弁書は、ほとんど認否拒否だった。その理由として「警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保管しているか、といったことが外部に明らかになれば、今後の情報収集活動自体の遂行が困難になるばかりか、公共安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じることになる」とい述べている。警察の情報収集活動については、裁判所にさえチェックさせない、という意味のようだ。

市民運動を敵視し、法的根拠など気にせず、市民監視を行っている、そうした警察が「共謀罪」を運用することになるのだ。「濫用などしない」「一般人は関係ない」などという答弁は笑止としか言いようがない。

監視が当たり前になれば民主主義が壊される。言論が封殺されれば、戦争への道を止められない—これは日本の、そして世界の歴史の教訓だ。「もの言う」自由を奪われた社会では、すべての人権が蔑ろにされてしまう。共謀罪導入は絶対に阻止しなければならないのは当然だが、共謀罪があろうとなかろうと、こうした市民監視を行っている警察の暴走に対して、憲法の観点から絶対に歯止めをかけなければならない。安倍首相は改憲を加速させようとしている。明文改憲は許さないと同時に、憲法の文言を変えさせなければ良いというものではない。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」（憲法）12条前段

私達原告・弁護団は、この大垣警察市民監視違憲訴訟は「憲法を武器に闘え！」という先人の教えを实践するものとしたと考えている。道程は長く険しいが、粘り強く闘っていきたい。